

正会員・地域支部・賛助会員の皆さま



【第 54 号】 2020 年 9 月 2 日

一般社団法人 住活協リフォーム



jdk-r mail magazine

【改正建築物省エネ法が令和 3 年 4 月 1 日から施行されます】

今回施行される改正建築物省エネ法の概要は以下の通りです。

- ①中規模のオフィスビル等の基準適合義務の対象への追加
→基準適合義務化の対象範囲が 2000 ㎡から 300 ㎡へ引き下げられます。(非住宅のみ)
- ②戸建住宅等の設計者から建築主への説明義務制度の創設
→300 ㎡未満の小規模な住宅・非住宅が対象です。
- ③地方公共団体の条例による省エネ基準の強化
→地方公共団体が、条例で省エネ基準を強化できるようになります。

<施行日>

・令和 3 年 4 月 1 日（政令の公布日は令和 2 年 9 月 4 日）

▼国土交通省ホームページ

https://www.mlit.go.jp/report/press/house04_hh_000963.html

▼改正法に関するオンライン講座案内チラシはこちら

<https://www.mlit.go.jp/report/press/content/001360915.pdf>

▼改正法に関するオンライン講座はこちら

<https://shoenehou-online.jp/>

メルマガ配信先の追加・変更等のご要望がございましたら、
会社名、ご氏名、メールアドレスを下記宛てにご返信下さい。

返信先：info@jdk-r.or.jp

配信元@一般社団法人

住活協リフォーム 事務局

URL：http://www.jdk-r.or.jp/
